

令和7年度

(2025年度)

『PTA活動の手引き』



令和7年3月

岐阜市PTA連合会

[TEL] & [FAX] 058-214-2537

[E-mail] ptarg01@wing.ocn.ne.jp

[HP] <https://gifucity-pta.net>



岐阜市PTA連合会
ホームページ

***** 目 次 *****

<令和7年度の活動にあたって>	Page
○単位PTAの運営にあたって	1
1 PTAとはどんな団体ですか？	
2 PTA活動へ参加するとよいことはどんなことですか	
3 PTAの運営、活動予算、PTAからの学校への寄付について	
4 PTA活動のあり方を考えてみましょう	
5 学校への協力と学校の姿勢	
6 PTAが抱えている問題	
7 PTA広報紙の発行に関して	
※ 単位PTAによる新規PTA会員入会説明に関する参考資料について (岐阜県PTA連合会作成資料)	
○岐阜市PTA連合会の活動について〔令和7年度用〕	10
1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか	
2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか	
3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか	
4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか	
5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください	
6 単位PTAのブロック割はどうなっていますか	
7 岐阜市PTA連合会の会議について教えてください	
8 岐阜市及び市の外郭団体の委員会の委員等の募集について	
9 PTAの大会はどのようなものがありますか	
10 「岐阜市PTA連合会表彰」について教えてください	
11 個人情報の保護についてはどうなっていますか	
12 市や県のPTA連合会からはどんな情報が発信されていますか	
13 グループ活動助成金の申請について	
14 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります	
○令和7年度岐阜市PTA連合会行事予定表	21
○令和7年度 年間事業計画	22
<令和6年度のおもな活動の記録>	
○「2年を振り返って」(岐阜市PTA連合会会長)	25
○令和6年度 役員・顧問・監事・理事・相談役一覧	26
○令和6年度 単位PTA会長(評議員)／市P連役員・理事一覧	27
○令和6年度 運営方針・活動目標・スローガン	28
○令和6年度 岐阜市PTA連合会 事業報告	29
(1) 全体	
(2) I役員・理事会 II評議員会	
○令和6年度 岐阜市PTA連合会事業の記録	32
1 単位PTAの困りごとおよび要望等に関する事業	
2 岐阜市PTAフォーラム	
3 「くすのきCafe」事業	
<岐阜市PTA連合会 規約・内規・規程、個人情報保護方針及び取扱規則>	
○岐阜市PTA連合会 規約	39
○岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規	42
基金規程、表彰規程、表彰内規、慶弔規程	
○岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針、個人情報取扱規則	46

単位PTAの運営にあたって

1 PTAとはどんな団体ですか？

(1) 「子どもたちのよりよい教育」を目指して活動する団体

- ・PTAのPは「Parents(保護者)」、Tは「Teacher(教職員)」、Aは「Association(共通の関心・目的をもった人々の集まり)」の頭文字をとったものです。
保護者と教職員が「子どもの教育」という共通の関心で結びつき、「子どもたちのよりよい教育」を目指して活動する団体です。

《三二情報》

◇PTAのはじまり

OPTAは、昭和20年に当時の文部省が発表した「新日本建設の教育方針」から歴史がはじまります。その後、アメリカから派遣された教育の専門家による、戦後の日本の教育に関する基本的な方向性を示す、米国教育施設団報告書によってPTAの設立と普及を推奨する方針が掲げられ、文部省を通じて、全国的にPTAの指導、支援を行ったことから広まりました。

※戦後に連合国軍総司令部（GHQ）が民主主義の理念を広げるために設立を勧めました。

◇岐阜県のPTA設置の動き

○昭和22年4月の新学制発足にあたって、文部省は3月5日付で手引書「資料『父母と先生の会』」を送付しました。続いて5月には設立要領が示され、その後、小中学校でPTAが設立されていきました。岐阜県では、戦後PTAが発足して以来、公式名称を「育友会」としていました。「PTA」と改称されたのは、昭和33年以降です。

◇子どもたちの学校環境をよくするためにはじまったPTA活動

OPTAは、「保護者と学校の先生が協力し合って学校運営に携わり、子どもの学習環境を整えていく」ということで、運動会や文化祭のお手伝いをしたり、資源回収やベルマークの収益で学校に必要なものを購入したりするなどの活動なども行われてきました。

○学校運営は、先生が中心になって行うものですが、先生たちだけではやりきれない部分を、保護者が中心になって補ってきました。

(2) PTAは、「社会教育関係団体」です

- ・「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体のことをいいます。PTAは、保護者と教職員が共に学び、交流する団体であることから、「社会教育」を行う「社会教育関係団体」とされています。PTAは、会員によって主体的に運営されることが重要です。

《三二情報》

◇「社会教育」とは？

○子どもたちは、家庭・学校・地域を行ったり来たりしながら、生活し、学び、成長します。家庭のしつけが学校での学習に生き、学校で学んだ友人関係が地域に繋がります。子どもの成長は、時と場所を選ばず継続していきます。学校の教育課程として行われる教育活動を除き、青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動のことをいいます。

(3) P T Aは、共に学び、成長していける組織です

- ・ P T Aは、成人教育の場でもあります。より良い保護者・先生であるためには、自ら学びや研修に励む必要があります。より良い大人であることが、子どもたちの健全育成のためには大切なことです。P T Aの幅広い活動を通して、私たちも共に学び、成長していける、そんな組織が「P T A」なのです。

(4) P T Aへの加入は任意です

- ・ P T Aの多くは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されています。また、「児童生徒の健やかな成長を図ること」などの活動目的に賛同する人が加入する「任意の団体」で入退会は自由です。

※「任意団体」…株式会社、学校法人、N P O法人、社団法人などのような法人格をもたない団体（権利能力のない社団）のことで、「個人」でもなく「法人」でもない団体のことを一般に「任意団体」といいます。

2 P T A活動へ参加するとよいことはどんなことですか

(1) P T Aの行事に参加すると、子どもの学校での様子がよく分かります

- ・ P T Aの行事に参加することで学校に行く機会が増え、学校のことが分かるようになります。先生の名前や学校の環境を知ること、子どもの学校での様子が子どもの話だけではなく、実際によく分かってきます。

(2) 多くの大人が近くで見守り応援する環境づくり

- ・ P T A活動に参加することは、先生方のお手伝いにもつながります。子どもにとっても、多くの大人が近くで見守って応援するという環境は、とても安心するものです。

3 P T Aの運営、活動予算、P T Aからの学校への寄付について

(1) できることをみんなで分担

- ・ 子育てには様々な悩みがあり、保護者だけでは解決できないことがいろいろあります。子どもたちの健全育成のため、子育ての当事者同士が連帯し、先生方とも子どもたちを取り巻く状況・情報の共有をしながら学び合える場が必要です。そこで誕生したのがP T A。その活動は、みんなで分担して行えば、それぞれの負担も軽減されます。
- ・ P T Aの運営は、それぞれの単位P T Aによってさまざまですが、活動や行事ごとに担当を決めて分担しながら協力をして運営を行っています。（会員の中から選出された役員が運営するP T A、立候補した運営スタッフが中心となって運営するP T Aなどがあります。）

(2) P T A活動の予算・会費という形で費用分担

- ・ 連絡や活動をするには費用がかかりますが、会費という形で費用分担することで活動の進展ができます。子どもの健やかな成長を願って、多くの保護者と先生方が連携・協力する姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与すると思います。
- ・ P T A活動の予算は会員から集めた会費によって運営されています。年度毎に事業計画と予算を作成し、計画に基づきながら会を運営し、年度末に決算を行います。

(3) P T A会費の取扱い

- ・ P T A会費はP T Aの目的に沿った活動とその活動を支える運営のために会員で均等に負担するもの。その使い道は、総会などの場で会員の合意のもとで決める必要があります。

- ・学校が公費で負担すべきものは、原則PTA会費で支払うことはできません。学校が公費で負担すべきものとしては、職員の人件費や旅費、教育活動費（学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費）、学校施設の建設や整備、保守管理、維持修繕に必要な経費、学校の設備・備品の整備、学校の光熱費などです。

(4) PTAからの学校への寄贈

- ・PTAから学校への寄贈については、平成25年3月に岐阜県教育委員会から発出されている公費・私費負担区分等の「ガイドライン」に準じて、判断します。なお、学校における教育活動に必要な物品、備品等については、原則として公費で賄います。
- ・PTAが学校に寄贈する場合の手続きとしては、まず、PTAから学校に寄付の申し出をしていただくと、学校から岐阜市教育委員会に寄付があった旨の報告があります。その後、教育委員会内で決裁ののち、学校は寄付の受け入れをおこなうことになっています。
- ・PTA会費の適切な使い方を進めるためには、PTA自身の意思をもち、責任をもってその使途を決定すること、学校側とよく相談をして進めていくことが大切です。

《三二情報》

岐阜県教育委員会 公費・私費負担区分等の「ガイドライン」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/50627.pdf>



4 PTA活動のあり方を考えてみましょう

(1) できる人が、出来る時に、できることを

- ・近年、仕事を持つ会員が増え、平日の昼間の活動に参加することが難しい現状にあります。また、仕事を休めず活動できないからPTAに入らないという保護者も増えてきました。
- ・「〇〇しなければならない」ではなく、「〇〇活動は、今の時代に合っている活動なのかな?」「会員への負担はどうか?」「この活動は今後も継続していくとよい活動なのかな?」などを見据えて考えていくとよいと思います。

《三二情報》

○主体的な参加でPTA活動をするための方法

- ・完全立候補制…「各学級何名」などのPTAの委員を「ノルマ」を設定せずに、立候補のみで選出する運営方法
- ・活動エントリー制…「各学級何名」というようなPTAの委員を選出せず、委員会を廃止し、これまで委員が担ってきた活動をすべて募集で活動する運営方法。ボランティア制とかサポーター制などとも呼ばれています。

ここ数年、専門委員会を整理したり廃止したりして、活動の部分はボランティアを募って実施するPTAがあります。また、中には、役員を選出しないで、立候補で集まったスタッフのみでPTAを運営しているところも出てきました。「PTAは、保護者と先生が子どもたちのために、話し合い、考え、学ぶ会」だということを、それぞれが認識し「できる人が、できる時に、できることを」という本来の活動を意識していけるといいと思います。

6 P T Aが抱えている問題

(1) P T A活動はつらい、大変だというイメージ

- ・ P T Aの加入は任意ですが、その認識がないまま入学して学校生活が始まるために強制のように考えられ、「絶対入るべき」というイメージがついてしまっている保護者の方がいます。また、子どもたちが学校にいる間の活動が多く、現代のように働いている保護者の方には、つらい、大変だというイメージが強まり、悪いうわさが先行する傾向があるようです。
 - ➡ ぜひ、入学説明会や入学式の折に学校にお願いして、P T Aの説明をする時間を作ってもらい、P T Aの目的や入会、活動内容について丁寧に説明するようにお願いします。

《三二情報》

○強制加入問題

- ・ P T Aは任意団体なので、その入退会は会員の意思で決められるものですが、本人の意思を確認することなく、子どもの入学に合わせて自動的に入会となっているところがあります。入学説明会で任意性の説明は行われていると思いますが、説明の内容が不十分であったり、会員に十分に伝わっていなかったりすることがあるようです。
- ・ P T A活動の意義やおもな内容を知らせて、P T Aの必要性や子どもたちのためにボランティアでの協力など、P T Aへの加入についての理解を得ていただくよう配慮をお願いします。P T A会長が、入学の折などに保護者から入会届を取得するなどの改善策も検討してみてください。
- ・ 改善の際、役員選出の方法や役員ポイント制などこれまでの仕組みや役員等の選出に関する単位P T Aの規約（内規）などの見直し、検討が必要となります。

《三二情報》

○適切な手続きをお願いします

- ・ これからのP T Aは、明確な入会意思の確認とともに、「入会申込書」「個人情報取扱の同意取得」「個人情報の管理」「会費引き落としの同意」、「退会届」などの整備や手続きが必要となります。準備や体制が整ったP T Aさんから、順次、整備をお願いします。
- ・ 参考資料として、「入会届」や「退会届」などの文書を用意しています。このサンプル文書を参考に、各単位P T Aに合ったものを作成してください。

① **サンプル** P T A入会申込書

〈加入届・会費引き落とし委託・個人情報取扱同意書〉



② **サンプル** P T A退会届



※市P連ホームページのダウンロード▶活動の手引き・参考資料▶参考資料 にサンプル文書が用意してあります。

(2) 新しいPTA活動の模索

- ・「子どものため」と言いつつ、昔からの伝統を守っているだけで、今日では意味の薄れてしまっているPTA行事や活動があるのも事実です。ライフスタイルの急激な変化にうまくついていけない部分もあるのかもしれませんが、これからのPTAは、「入退会の自由」を前提に、「加入したい・参加したい」と思えるような魅力あるPTAをめざして工夫をしていきましょう。

(3) 役員・委員決めにに関して

- ・年度初めの委員決めなどで、委員を免除してもらうために学級の中で理由を言わなければならない…などの問題が挙がっています。家庭事情や個人情報などを他人に知らせることになったり、「やらない人は、ずるい人!」「みんなが同じ負担を負わないのは不公平だ!」という話になったりするなど、委員を決めることに関しての問題が多くあります。
- ・現状のPTA運営で最も大きな困り事は、役員（執行部）のなり手がいない、次年度の役員が全然決まらなくて困っている…、毎年役員選出で必ず揉めるなど、PTA活動の内容というよりも役員になりたくないという問題が大変多くあります。
- ・どうしたら退会する会員が出なく、役員・委員がやりやすく、選出の際に揉めない環境にできるのか、単位PTA同士で情報交換しながら、この課題を解消していきましょう。

《ミニ情報》

○ポイント制やノルマをなくしたら誰も役員を引き受ける人はいなくなる？

- ・PTAの専門委員の選出を強制しない方法で決めることができても、PTAの会長や副会長など執行部の役員選出については課題があります。「ポイント制やノルマを無くしたら誰も役員を引き受ける人はいないのではないか？」という不安は残ります。
- ・PTAの目的・活動の目的を伝えて理解を深めながら、活動をコーディネートすることにやりがいを感じる仲間を増やしていくことが大切です。
- ・PTAは、子どものことを思う保護者の集団。どんどん人も入れ替わるため、その時代に合ったやり方に変わっていきます。役員になり、意見を持つことで変えることができることは多いはずですが、自分ができるものを探して参加してみましょう。

○本部役員のなり手がいない・・・

- ・本部役員もすべて立候補で決められるといいのですが、現状を考えるとあまり現実的でないかもしれません。会長や副会長の役割の明確化や役割分担の工夫、複数代表制などの負担軽減のための改善策を考えてみましょう。
- ・岐阜市PTA連合会の「くすのきCafe」（「会長向けの会」や「連絡担当者や一般会員向けの会」）などで、交流する機会があります。それぞれの単位PTAの課題を話し合いながら、みんなまで解決していきましょう。

(4) 転入学時の対応

- ・転入学時にも、自校PTAの目的や活動内容について丁寧に説明をして、トラブルのないようにお願いします。入会の手続きや会費の納入方法などの説明もきちんとしてください。
- ・学校のPTA担当者（教頭先生等）と、PTA加入についての諸手続きなどについて確認をしておいてください。

(5) もしPTAという組織がなかったら・・・

- ・子どもの教育は学校任せになりがちになります。
- ・保護者同士のつながりや関わり、協力や助け合いの気持ちが薄くなります。

- ・子どもの安全安心な教育環境を作っていくための学校と保護者が協力して取り組んでいく活動が、仕組みづらくなります。
- ・学校の教育や岐阜市や県の教育行政などに対して意見や要望があっても、個人各々で対処していくしかなくなります。

《三二情報》

○情報交換や情報共有をしながら単位PTAの運営をしていきましょう

- ・PTAもこれまでの活動にとらわれることなく、会員の意見やニーズに合った魅力あるPTAにするために、情報交換や情報共有しながら運営をしていきましょう。(市P連会長会の交流会等で単位PTA同士の情報交流ができます。)

7 PTA広報紙の発行に関して

(1) PTAの日頃の活動を会員の皆さんにお知らせすることが「PTA広報紙」の基本です

- ・広報紙は、PTA活動(予告や報告)、研修材料を提供するとともに、学校理解を深める内容を掲載しましょう。
- ・PTA広報は、「学校だより」と同じではありません。PTAの立場を堅持しながら、地域の方々にも読んでいただけることを念頭に作成するとよいと思います。

(2) 持続可能なPTA広報のあり方を考えてみましょう

- ・広報紙の印刷を外注すると多くの費用がかかります。また、編集を任せられた方も多くの負担がかかりますので、今後の広報紙の発行について工夫していかれるといいと思います。
- ・PTAアンケートの結果や意見交流などの内容など、PTA活動をタイムリーに伝えるために、別の媒体(SNSやHP等)の活用も考えてみてください。今までと同じように、業者に印刷を依頼した広報紙を作成しなければならないということもありません。各単位PTA内で今後のPTA広報のあり方をご検討ください。



《三二情報》

○岐阜県内各地の単位PTA広報紙の紹介

- ・6年度の「岐阜県PTA広報紙コンクール」の作品をご覧になれます。(令和7年7月16日まで、右の二次元コードからご覧になれます。)

閲覧用PW: gifu-pta



【参考資料】

- ・日本PTA全国協議会リーフレット「はじめましてPTA」
- ・岐阜県PTA連合会 子育て情報誌「わが子のあゆみ」
- ・名古屋市立小中学校PTA協議会「PTA運営ガイドライン」
- ・奈良市PTA連合会「PTA運営の手引き」
- ・ベネッセコーポレーション教育サイト「PTAって何のためにあるの? PTA役員になったらこう考えよう」

単位PTAによる新規PTA会員入会説明に関する参考資料について

(令和7年2月5日承認)

- ・本資料は単位PTAによる活動の一つなる新規PTA会員入会に関わる説明時における参考資料として、各単位PTAにて活用することができる資料です。
- ・記載内容においては各単位PTA別の実情に沿ったものではない点にご留意下さい。
- ・PTA会員への加入を検討される保護者等に対する説明時の参考資料としていただくことを目的に、岐阜県PTA連合会教育環境委員会にて作成したものです。

[岐阜県PTA連合会]

PTA会員入会説明資料

岐阜県PTA連合会

1 PTAとは

PTAは、Parent Teacher Associationの略称で、学校に通う児童・生徒の保護者と教職員で構成される団体です。社会教育関係団体として位置づけられ、入退会が自由な任意加入団体です。各学校のPTAは「単位PTA」と呼ばれ、保護者代表と教職員代表によって運営されています。児童・生徒は直接の会員ではありませんが、PTAの活動による支援の対象となります。

2 PTA活動の具体例と意義

PTAの活動は多岐にわたり、子どもたちの健全な成長と安全を支える重要な役割を果たしています。主な活動内容には以下のようなものがありますが、地域の実情に合わせた独自の活動をされている単位PTAもあります。

(1) 会員同士の交流や学びの場の提供

研修会や講演会を実施し、保護者の教育に関する知識や理解を深める機会を設けています。

(2) 児童・生徒の安全確保

登下校の見守りや挨拶当番活動、交通安全教室や防災教室の開催など、子どもたちの安全を守るための取り組みを行っています。

(3) 環境保護・リサイクル活動

資源回収やリユースバザーの開催を通じて、環境意識の向上と地域貢献を行っています。

(より充実したPTA活動のための自主財源を増やす活動です。)

PTA活動は、会員の皆様から会費を徴収させていただき企画・運営しておりますので、活動内容に対する会費の内訳等に関する点につきましては、各単位PTAの総会資料等によりご確認ください。

これらのPTA活動を通じて、会員同士が情報共有しながら、子どもたちのために取り組む

ことができ、学校や地域との連携を深めることができます。また、PTA本部役員を通じて学校や行政への意見申し入れが可能となり、通学路の安全確保や教育環境の改善など、具体的な成果を上げています。

3 PTAに加入しないことへの影響

PTAに加入されない場合、以下のような影響が考えられます。

- (1) 学校や地域の情報を得る機会が減少し、子どもの学校生活に関する情報が限られる可能性があります。
- (2) 学校運営や地域の子育て環境改善への意見を個人が個別に申し入れても、直接反映させることは難しい場合があります。しかし、PTAに加入いただくことで、多くの保護者の意見を集約し、総意として申し入れることができます。これにより、個々の意見がより効果的に反映される可能性が高まります。
- (3) 他の保護者や教職員との交流機会が減少し、地域社会とのつながりが希薄化する可能性があります。この状況は、子育てに関して相談することを困難にし、保護者が孤独を感じる原因となりかねません。さらに、災害時などの緊急時には、PTAのネットワークを通じた情報共有や支援を受けにくくなる可能性もあります。

4 総論

PTAは、すべての子どもたちのために、学校、家庭、地域をつなぐ架け橋として機能し、保護者の意見を集約して学校や行政に伝える重要な窓口となっています。

また、ハードルが高いと思われ敬遠されがちな「役員」を経験されると、新たな発見による自身の視野の広がり、社会の変化に対応したPTA活動の見直しにより、より多くの保護者が参加しやすく、かつ意義を感じられるものに変えることができます。

PTAは、子どもたちのより良い教育環境を作るために、保護者と教職員が協力し合う重要な場です。様々なPTA活動等を通じて、子どもたちの成長を支援するとともに、保護者自身も成長できる貴重な機会を提供しています。ぜひPTAに加入し、共に子どもたちの未来を支える活動に参加してみませんか。

岐阜県PTA連合会への加盟は、情報提供や他地域のPTA活動事例の共有により、幅広い情報を得ることができます。さらに、PTA活動中の見舞い給付金制度（※）の利用や、各種保険（PTA24保険、AIG保険等）の紹介など、安全面でのサポートも受けられます。

※「見舞い金給付金制度」とは、PTAが主催・共催する活動中におきた傷害等に対して、お見舞金が給付される制度です。ただし、給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もございますので、詳細は、事務局（岐阜県PTA連合会見舞金給付会）までお問い合わせください。

岐阜市PTA連合会の活動について〔R7年度用〕

1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか

◇岐阜市PTA連合会は、市内のすべての児童・生徒の健全な育成のために、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動の促進を目的とします。

- ・PTA活動の目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催を通して、共に学び、成長していく組織です。
- ・単位PTA相互の情報の交換、連絡・調整（双方向の情報の伝達・共有）をしていきます。

2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか

◇岐阜市PTA連合会は、岐阜市内の小中学校、岐阜特別支援学校小中学部、岐阜大学附属小中学校のPTAで構成されています。

- ・「単P」とは、「単位PTA」のことです。それぞれの学校PTAの略称です。
- ・「市P、市P連」とは、「岐阜市PTA連合会」の略称です。
- ・「県P、県P連」とは、「岐阜県PTA連合会」の略称です。

3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか

(1) PTA活動のさまざまな機会や情報の提供

- ・フォーラムや研修会を開催してPTA同士のつながりを持ち、PTA活動に関する情報を共有します。
- ・子育ての疑問や不安解消に役立つ講演会などの情報提供を行います。
- ・困りごとアンケート等を実施して、市P連で対応すべき問題に対応します。
- ・PTAの声をまとめ、岐阜市の関係機関へ要望します。
- ・必要に応じてPTA活動の調査研究を行い、情報発信します。

(2) PTA活動を支えます

- ・単位PTAでは解決出来ない問題・課題を共有し解決策を探ります。
 - ・単位PTA入会届等の対応の相談にあたります。
 - ・単位PTA活動中の事故等に対応します。
- (※県P連の見舞金給付会及び賠償責任保険にて対応します。)

(3) 子どもたちのために活動します

- ・子どもたちが安心安全に学校へ通えるように、岐阜市内各学校のPTAが情報共有を行い、岐阜市・自治会・各種団体などと共に活動しています。
- ・市内に住むすべての子どもたちの生活や教育レベルの向上を目指します。

4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか

(1) 会費（分担金）

- ・単位PTAから、市P連の運営資金として、会費の一部を分担金として、市P連に納入していただいています。

①承認及び納入時期について

- ・5月の第2回会長会（各単位PTA会長と市P連役員等で構成）の承認を受けて、6月上旬までに各単位PTAから納入していただきます。

②会費（分担金）

- ・各単位PTAの会員数分（PTA加入世帯数+加入教員数）の会費（分担金）をお願いしております。

③会費（分担金）の納入金額

- ・第2回会長会で各単位PTA様にご提示させていただきます。

④会費（分担金）以外の収入

- ・岐阜市からの補助金、県P連からの助成金、保険業務管理費などがあります。

(2) 会費（分担金）の主な使途

◇大きく次の4つの使途があります。

①事業費

- ・「岐阜市PTAフォーラム」等を開催する際の会場借用代、看板等諸費
- ・記念講演等での講師講演料
- ・市P及び県P研究大会で実践を発表していただくPTAに対しての活動補助

②活動費

- ・単Pのグループで企画し活動する事業に対してのグループ活動費の支給
- ・県P研究大会の参加費や全国大会、東海北陸研究大会に参加者への交通費補助等

③事務運営費

- ・会議を開催する際の会場借用代等
- ・「PTA活動の手引き」などの印刷製本代等
- ・備品や消耗品、郵送料や電話・インターネット契約、HPの管理に関わる費用
- ・事務アルバイトの給与費用

④岐阜県PTA連合会の会費（分担金）

- ・市P連事務局から、県P連へ納入します。

5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください

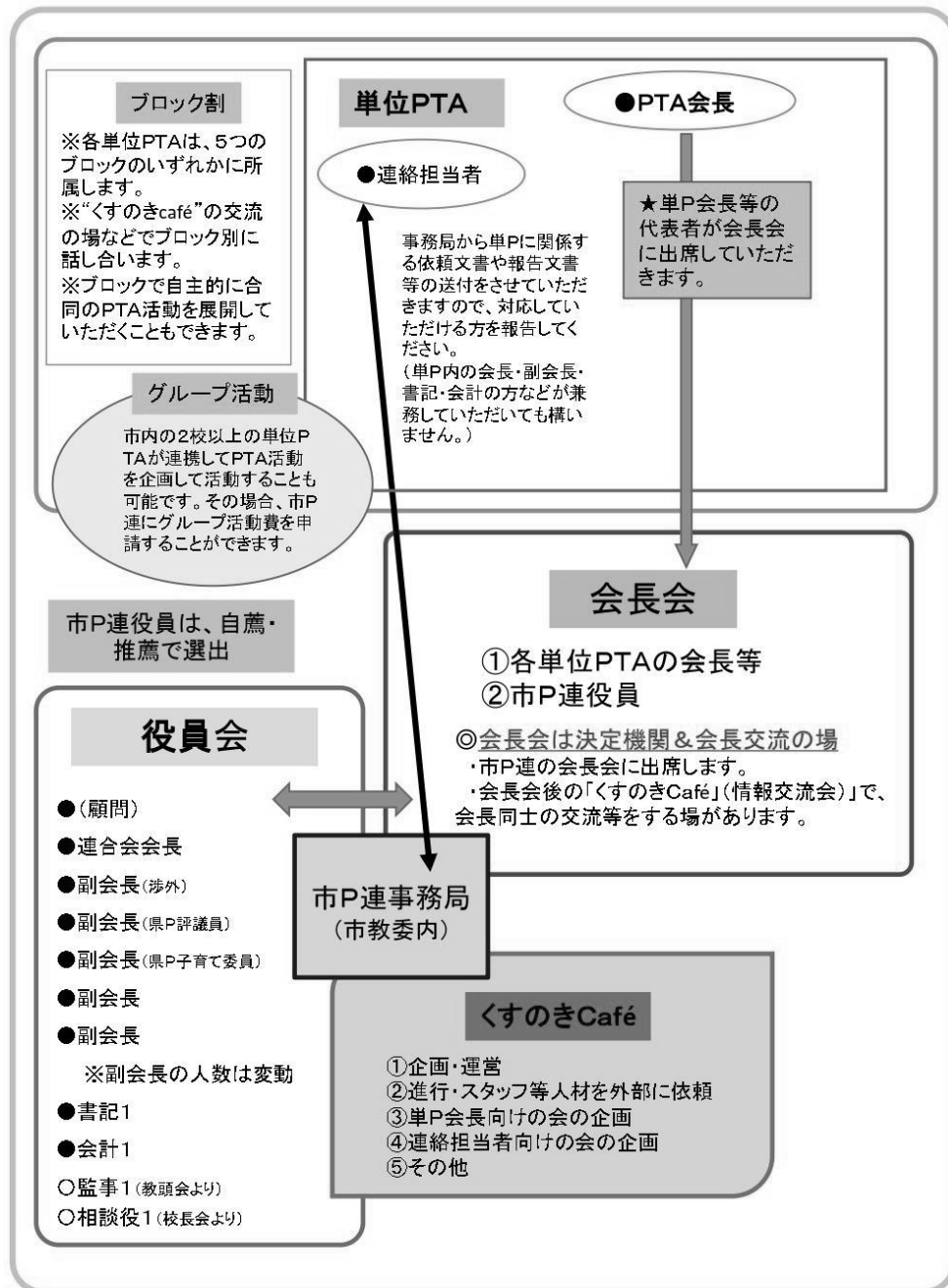
◆市P連は、岐阜市内の単位PTA（小中学校・岐阜特別支援学校・岐大附属小中学校のPTA）で構成されています

- ・令和5年度まで各単位PTAより子育て委員を選出していただいておりますが、令和6年度より廃止されています。
- ・令和6年度まで、総務部会・事業部会・教育部会の3つの部会を設置して、それぞれ活動を行っていましたが、市P連の組織をスリム化する趣旨から、今年度より部会の設置は、廃止となりました。
- ・令和6年度まで、市P連役員を選出にあたっての事実上の強制力を伴った役員選出制度（各ブロックから3名選出…）を廃止しました。
- ・市P連事務局からの連絡や依頼文書等の処理への対応
 - ➡令和6年度より、市P連事務局との連絡担当をしていただく方を選出していただいております。単位PTAの役員の中から選出して、その方が市P連からの連絡や文書等の処理にあ

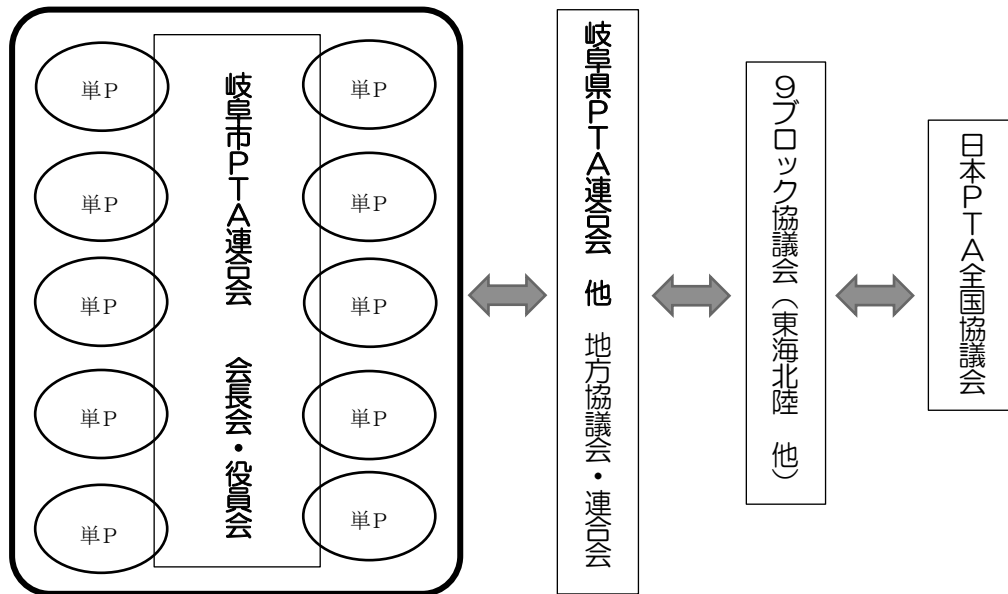
たっていただきます。(この役は、単P会長が兼任していただいてもその他の役員の方から選出していただいても結構です。)

- ・単P会長や連絡担当者の情報交流の場として「くすのきCafé」を開催します。
 - ➡単P会長同士の情報交流の場として「会長会」終了後に開催したり、連絡担当者向けの会を開催したりして、単Pの悩み相談や子育て情報の提供などをしていきます。

令和7年度 岐阜市PTA連合会の組織



双方向の情報の伝達・共有を行います



6 単位PTAのブロック割はどうなっていますか

(1) 「ブロック割」について

- ・各単位PTAは、地域や中学校区などを踏まえて5つのブロックのいずれかに所属してもらっています。
- ・”くすのきC a f e”の交流の場などでブロック内のPTAで意見交換をしたり、中学校区の単位PTAや近隣の単位PTAでPTA活動についての情報交流をします。

- 1ブロック 長良中・長良西小・東長良中・長良小・長良東小・青山中・常磐小・鷺山小・岩野田中・岩野田小・岩野田北小・三輪中・三輪南小・三輪北小
- 2ブロック 島中・島小・木田小・城西小・岐阜清流中・則武小・早田小・岐北中・方県小・黒野小・西郷小・網代小・岐阜西中・七郷小・合渡小・岐阜特別支援学校
- 3ブロック 岐阜中央中・岐阜小・明郷小・本荘中・(徹明さくら小)・本荘小・梅林中・白山小・梅林小・華陽小・精華中・市橋小・鏡島小・草潤中
- 4ブロック 加納中・加納小・茜部小・陽南中・加納西小・三里小・境川中・且格小・鶉小・柳津小・厚見学園・岐大附属小中学校
- 5ブロック 長森中・日野小・長森北小・長森西小・長森東小・長森南中・長森南小・藍川中・岩小・芥見小・藍川北学園・藍東学園

7 岐阜市PTA連合会の会議について教えてください

(1) 各種の会議

① **会長会** (3月①・5月②・7月③・9月④・2月⑤)

- ・最高決議機関で、出席者は、市P連役員と各単位PTA会長または代表者の方です。
- ・各回の会長会終了後に、「くすのきC a f e」を開催して、情報交流等をします。

- ②**役員会**（3月①（新役員打ち合わせ会）・5月②・6月③・9月④・12月⑤・1月⑥）
- ・会長会へ提案される全ての議案を検討、審議します。
 - ・メンバーは、市P連役員（会長1・副会長若干名・書記1・会計1、監事1、相談役1）です。
 - ・相談役は、市小中校長会代表の1名の校長先生に就任を依頼します。
 - ・監事は、小中教頭会代表1名。令和7年度は中学校の教頭会長に就任を依頼します。
 - ・顧問（必要に応じて会長が依頼）、相談役、監事は4月当初に依頼します。

8 岐阜市及び市の外郭団体の委員会の委員等の募集について

◇岐阜市及び市の外郭団体では、施策や事業推進のために様々な委員会・審議会等が設置されています

- ・これらの委員会等では、児童生徒の保護者など幅広い方からの意見を聴き、施策や事業の推進の参考にしています。そのため、岐阜市等から岐阜市PTA連合会に対して、PTA関係者の中から委員を推薦してもらいたい旨の要請があります。
 - ・委員等に就任することで、保護者の代表として意見を述べるのがききましますし、新たな人とのつながりも生まれます。会員の皆様のご協力をお願いします。
 - ・6年度から、次年度の委員等の募集を広く行っています。9月の会長会でお知らせします。
- 9月から10月頃に、PTA会員の方に対する募集の案内をさせていただきます。

《依頼のある岐阜市及び市の外郭団体の委員会や審議会・協議会等》

※依頼のない年もあります。

- ・岐阜市社会教育委員 ・岐阜市青少年問題協議会 ・岐阜市青少年育成市民会議協力委員
- ・岐阜市人権教育啓発推進委員会 ・少年自然の家運営協議会
- ・放課後チャイルドコミュニティ委員会 ・市小中学校及び義務教育学校通学区域審議会
- ・教科書用図書採択検討委員会 ・いじめ問題対策委員会 ・市学校給食研究委員会
- ・給食献立作成委員会 ・岐阜市学校保健会 ・岐阜市学校給食会
- ・子ども未来部指定管理者評価委員会 ・子育て支援会議 ・子どもの権利推進委員会
- ・岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会 ・岐阜市暴力追放推進委員会
- ・人権教育、啓発推進委員会 ・岐阜市図書館協議会 ・食育推進会議
- ・岐阜市明るい選挙推進協議会 ・岐阜市都市計画審議会
- ・岐阜市歴史博物館協議会 ・ドリームシアター岐阜運営委員会
- ・子ども若者総合支援センター事業推進委員会
- ・岐阜地区小中義高生徒指導連携強化委員会及び岐阜地区家庭教育推進会議 など

9 PTAの大会はどのようなものがありますか

- (1)「岐阜市PTAフォーラム」（これまでの「市PTA大会・実践発表会」の発展形）
- ・岐阜市PTA連合会が主催する情報交流の場です。市P連から参加希望数を出しますが参加人数等については、単Pのご判断でご参加いただけます。
- (2)「岐阜県PTA定期大会」・「岐阜県PTA研究大会」・「日本PTA東海北陸ブロック研究大会（東海北陸大会）」・「日本PTA全国研究大会（全国大会）」
- ・これらの大会は、会員であればどなたでも参加できます。（事前の申し込みが必要）

- ・「全国大会」は日本PTA全国協議会が主催の大会です。「東海北陸ブロック研究大会」は、東海北陸6県と名古屋市のPTA連合会が持ち回りで主催している大会です。「岐阜県PTA定期大会」「岐阜県PTA研究大会」は、岐阜県PTA連合会が主催する大会です。

10 「岐阜市PTA連合会表彰」について教えてください

(1) 表彰規程・内規について

- ・表彰規定・内規は『PTA活動の手引き』の規約・内規・規程の部を参照してください。役員会で表彰者の内容の点検、審査を行います。

①個人表彰について

- ・表彰は1人1回のみです。(過去に表彰された方は、対象になりません。)

②表彰された人は、表彰者名簿に記録します。

③12月頃、個人表彰等の該当者の申請について事務局よりお知らせします。

(2) 団体表彰について

- ・前年度の岐阜県PTA連合会の研究委嘱校は団体表彰の審査対象となります。
- ・推薦があった単位PTA(功績顕著)も対象となります。

(3) 岐阜県教育長表彰、日P会長表彰、文部科学大臣表彰について

- ・推薦されたPTAは、岐阜県PTA連合会の岐阜県教育長表彰校及び日P会長表彰団体候補の審査対象となります。
- ・毎年11月に東京で文部科学大臣表彰・日P会長表彰・広報紙コンクールの表彰式があります。表彰対象になった団体・個人は県Pより連絡が入ります。

11 個人情報の保護についてはどうなっていますか

◇平成30年度から、岐阜市PTA連合会では、「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を施行しております。

- ・各単位PTAにおいても、これに基づいて個人情報の取扱いをお願いします。名簿等の作成を最小限にするとともに、関係者以外には公開しないでください。

12 市や県のPTA連合会からはどんな情報が発信されていますか

(1) 子育てや単位PTA活動に関する情報発信

- ・PTAフォーラムなどで市内や県内の単位PTA活動の情報などを提供してもらい、自校のPTA活動のあり方の参考にさせていただく機会を提供します。
- ・子育ての専門家や教育のプロ等の講師を招き、子育てに関する講演会や研修会を提供して「親学び」の機会を設けます。
- ・各学校の保護者の教育環境等に関する要望や意見を集約し、行政側に教育環境に関する改善等の要望を行い、子どもたちの教育環境をよりよくしていきます。

(2) 県P連では、「わが子のあゆみ」(子育て情報誌)・「県PTA新聞」を発行しています

- ・岐阜県PTA連合会が編集発行しています。
- ・子育てに対する情報を会員に発信し、会員相互の心を結ぶ広報活動の一つです。

- ・「岐阜県PTA新聞」…県内各地区のPTA活動の新しい情報を提供します。
- ・「わが子のあゆみ」…子育てのための情報提供及び交流を通して、啓発を進めます。



《三二情報》

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌

わが子のあゆみ

～「学校理解とよりよい自分育ち」のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。

1冊340円・年(3回発行)1,000円(税込)

岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までに3回(夏号・秋冬号・春号)発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は、昭和26年に創刊された全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各郡市のPTA会長会でご協議をお願いしています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かに子育てをしましょう。

—岐阜県PTA連合会—

13 グループ活動助成金の申請について

○単位PTA同士が連携してPTA活動を行うことを支援するため市P連で助成をします。例えば、同じ地域にある中学校PTAと小学校PTAが連携して親子で楽しめるコンサートを開催したり、複数の単位PTAが連携して地元の清掃活動を行ったりするPTA活動を行いたいと考える単位PTAは、市P連に申請してください。(申請書は、市P連HPからダウンロードできます。)

1 4 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります

(1) 単位PTAが主催・共催する活動中に、もし事故等が起きたら・・・

- ①「岐阜県PTA見舞金給付会」から見舞金が支払われます
- ・岐阜県内の単位PTAや市P連が主催・共催する活動中に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立された会です。(これは保険ではありません。)
 - ・会員は、岐阜県PTA連合会の会員(岐阜県内の各小中学校の単位PTAに所属する会員)で、給付会の負担金の徴収はありません。
 - ・給付対象は医師等によって治療が必要と認めた通院(入院を含む)が2日以上の大災害です。その他、後遺障害見舞金や死亡弔慰金などがあります。
 - ・給付の対象者はPTAの会員全員と学校職員、その学校に在籍している会員の子です。

	保護者	小中学生	教職員	指導者・協力者
PTAとの共催活動	○	○	○	○
学校との共催活動	○	×	×	△
他団体との共催活動	○	△	△	△

△…PTAが依頼した場合には給付対象になります。

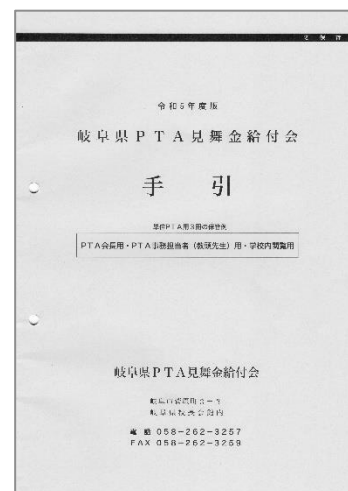
×…日本スポーツセンター給付及び公務災害認定の制度で対応します。

②手続きはどうすればいいのですか？

- ・まず、単位PTA会長さんに相談した上で、学校の教頭先生にお知らせください。
- ・学校の教頭先生から手続きをしてもらいます。
 - ➡教頭先生の方で所定の災害報告書・給付申請書等を作成して、岐阜県PTA見舞金給付会事務局へ送ってもらいます。

③審査会による審査の上、見舞金が給付されます。

※詳しくは、PTA会長さんと学校(PTA事務担当者)に「岐阜県PTA見舞金給付会の手引き」を年度初めにお渡ししますので、この冊子をご覧ください。



(2) P連や単位PTAが賠償責任を負う事故を起こしたり、訴えられたりしたら・・・

①民間保険会社の「賠償責任補償保険」に加入しています

- ・岐阜県PTA連合会の見舞金給付会が、「賠償責任保険」に加入しています。
 - ➡例えば、「PTA主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。」など他人の身体や財物に損害を与え、市P連や単位PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合などに支払われます。
 - ➡単位PTAさんの負担金は0円です。
- ・支払い保険金の種類
 - 損害賠償金…治療関係費、休業補償費、葬祭費、慰謝料、再購入費、修繕費等
 - その他費用…損害防止費用、権利保全講師費用、緊急措置費用、訴訟費用 等
- ・手続き等は、直接、単位PTAから岐阜県PTA連合会へご相談ください。

②団体個人情報漏えい補償制度（日本PTA全国協議会）

- ・PTAが個人情報を紛失した誤廃棄などで訴えられるなどに対応する保険です。
- ・各单位PTAで任意加入していただく保険です。
- ・第三者への損害賠償に関する補償やメディア対応費用、クレーム対応費用、事故対応費用、損害賠償請求費用などの補償があります。
- ・手続きは、各单位PTAから引受保険会社に直接、加入申込みをしてください。



(3) PTA連合会より、岐阜市内の小中学校の児童・生徒向けに案内されている保険

○子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために、割引適用で手厚い補償が可能な保険が利用できます。前年度末（2月から3月）に各保険代理店から直接、学校を通してご家庭に下記の「保険加入に関するパンフレット」が案内されます。

①PTA24保険

〔団体総合生活補償保険、学生・こども総合保険〕

- ・ご家庭で任意加入していただく保険です。
- ・岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。
※子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために岐阜県内のPTA会員への割引適用で手厚い補償が可能な保険として導入されたものです。
- ・岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。
- ・学校内や家庭内を問わず、病気、ケガ、損害賠償保険など幅広く補償されます。



②小中学生総合補償制度

〔こども総合保険＋自転車総合保険〕

- ・ご家庭で任意加入していただく保険です。
- ・7年度より、新たに岐阜県PTA連合会が団体契約をして全県下のPTAに案内されます。
- ・岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。
- ・学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や登下校中のケガも補償されます。
- ・育英費用補償、個人賠償責任補償、傷害補償、学校管理下動産補償、トラブル被害対応補償などがセットされています。
- ・PTA連合会に加盟している学校に通うすべての児童・生徒が加入できます。



- ◆PTA活動中のケガなどに対してお見舞金が給付される制度の紹介
- ◆PTA連合会が団体契約している任意保険（割引適用）等の紹介

	県P連の見舞金制度	P会員向け任意加入の保険	P会員向け任意加入の保険	入学時に学校から案内
	岐阜県PTA 見舞金給付会 「見舞金給付制度」	PTA24保険 (学生・こども総合保険)	小中学生 総合保障制度 (こども総合保険)	(参考) 日本スポーツ 振興センター 「災害共済給付制度」
加入	PTA会員が見舞金給付の対象です	ご家庭で任意加入していただく保険です	ご家庭で任意加入していただく保険です	制度の同意確認をしたご家庭が加入します
単位PTAがPTA連合会に加入していないと、ご利用になれません。				
補償	保護者・小中学生・教職員 指導者・協力者 〔PTA行事中の補償〕	小中学生 (家族タイプもあり) 〔24時間の補償〕	小中学生 〔24時間の補償〕	小中学生と教職員 〔学校管理下の保障〕
特徴	PTAが主催・共催する活動中に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。これは保険ではありません。 見舞金は、蓄積済みの責任準備金から給付されます。給付会への負担金は徴収されません。 PTA行事中に起きたケガと賠償責任が対象になります。PTA会長の申請に対して給付が行われます。 必要な見舞金を給付するもので、保険ではありませんが、給付会が賠償責任保険に加入していますので、PTA行事での対人・対物・借用物に関わる事案などに保険金が支払われます。	岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。 日常での病気、ケガや損害賠償責任を負った場合等が補償される任意加入の保険です。日本スポーツ振興センターや岐阜県PTA見舞金給付会からの給付とは別途に支払われます。 学校に携帯するタブレットなどのICT機器の破損、眼鏡などの身の回り品の破損も補償があります。 自転車による賠償責任にも対応しています。	岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。 日常での病気、ケガや損害賠償責任を負った場合等が補償される任意加入の保険です。日本スポーツ振興センターや岐阜県PTA見舞金給付会からの給付とは別途に支払われます。 学校に携帯するタブレットや眼鏡などの身の回り品の破損も補償があります。 SNS、ネット、対人トラブルの被害の対応補償もあります。 自転車による賠償責任にも対応しています。	入学時に、学校に加入同意書を提出します。 学校で起こったケガなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費は、国・岐阜市・保護者の三者で負担しています。 学校の管理下とは、授業中、学校の教育計画に基づく課外指導中、休憩時間中及び学校の定めた特定時間中、通常の経路及び方法による通学中などです。 学校管理下中の傷害死や突然死などの死亡見舞金があります。
手続き	事故が発生した場合は、学校の担任の先生（教頭先生）又は、PTA会長に報告して、所定の用紙を整えて申請書を提出してください。	年度当初に、保険会社よりお子さんを通して案内チラシが届きますので、任意で加入申込みをしてください。 事故が発生した場合は、保険会社・保険取扱代理店等に直接連絡してください。	年度当初に、保険会社よりお子さんを通して案内チラシが届きますので、任意で加入申込みをしてください。 事故が発生した場合は、保険会社・保険取扱代理店等に直接連絡してください。	「医療等の状況の証明」を学校に提出します。 センターに書類が届くと、センターは内容を審査し、給付金が支払われます。

(参考) 単位PTAへの紹介

	日本PTA全国協議会・専用プラン 《団体個人情報漏えい補償制度》
加入	各単位PTAで任意加入していただく保険です。
特徴	個人情報の紛失や誤廃棄等PTAの過失のみならず、サイバー攻撃やウイルス等による漏えいまで幅広くカバーします。また、漏えいのおそれの場合も対象になります。
補償	・第三者への損害賠償に関する補償 ・メディア対応費用、クレーム対応費用、事故対応費用、損害賠償請求費用
手続き	引受保険会社に直接、加入申込みをしてください。

◇岐阜県PTA給付会からのお知らせ

どうしよう！

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中
に骨折した。

PTA主催の資源回収活動
中、使っていた刃物で指を切
った。

学校の運動会后、テントの片
付け作業中、支柱が頭に当た
り、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳び
でアキレス腱を痛め、手術
を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流
会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木
の枝を切っていたら、隣接工場の屋根
を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

令和7年度(2025年度) 岐阜市PTA連合会行事予定一覧表(案) ※2025.02.25現在の予定です。変更することがありますので、その都度、ご確認ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	火	木	日	火	金 県P対応検討委	月	水	土	月	木 元日	日	日
2	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
3	木	土 憲法記念日	火	木	日	水	金	月 文化の日	水	土	火	火
4	金	日 みどりの日	水	金 市P役員会③	月	木	土	火	木	日	水 県P評議員会	水
5	土	月 こどもの日	木	土	火	金 市P役員会④	日	水	金	月	木	木
6	日	火 振替休日	金	日	水	土	月	木 県P役員理事会⑤	土	火	金	金 市P新役員会①
7	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
8	火 郡市P担当者会①	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
9	水	金 市P役員会②	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
10	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
11	金	日	水	金 市P会長会③	月 山の日	木 県P役員理事会④	土	火	木	日	水 建国記念の日	水 県P役員理事会⑦
12	土	月	木 県P定期大会	土	火	金 市P会長会④	日	水	金 市P役員会⑤	月 成人の日	木 郡市P担当者会②	木
13	日	火	金	日	水	土	月 スポーツの日	木	土	火	金	金
14	月	水 県P役員理事会①	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
15	火	木	日	火	金	月 敬老の日	水	土	月	木	日	日
16	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金 県P役員理事会⑥	月	月
17	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
18	金	日	水	金 県P役員理事会③	月	木	土	火	木	日	水	水
19	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木 地区P連協②	木 市P新会長会①
20	日	火	金 県P役員理事会②	日	水	土	月	木	土	火	金 市P会長会⑤	金 春分の日
21	月	水	土	月 海の日	木	日	火	金	日	水	土	土
22	火 県P評議員会	木	日	火	金 日P全国石川大会	月	水	土 市Pフォーラム	月	木	日	日
23	水	金 市P会長会②	月	水	土 日P全国石川大会	火 秋分の日	木	日 勤労感謝の日	火	金	月 天皇誕生日	月
24	木	土	火	木	日	水	金	月 振替休日	水	土	火	火
25	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
26	土	月	木	土	火	金 県P評議員会	日	水	金	月	木	木
27	日	火	金 地区P連協②	日	水	土	月	木	土	火	金	金
28	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
29	火 昭和の日	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
30	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金 市P役員会⑥	月	月
31		土	木	木	日	日	金	水	水	土	火	火

※県P研究大会by西濃(9/14~11/30までWeb配信で開催)

令和7年度 岐阜市PTA連合会 会議・事業計画

(R07.02.25現在の予定です。変更することがあります。)

月	会長会・役員会	市P連事業・その他	地区P・県P・東陸P・全国P
3	<p>6(木) 第1回役員会(新役員打ち合わせ会) 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室</p> <p>19(水) 第1回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・役員承認、PTA活動にあたって</p>	<p>7年度の市P連主催の事業については、開催の有無も含めて役員会で検討して、会長会で提案していきます。</p> <p>・市Pフォーラム ・くすのきCafe ・単Pお困りごとアンケートの実施</p> <p>・ランドセル海外寄付プロジェクト2025 ・部活動地域移行に関する交流会 ・その他の市P連主催事業</p>	
4			<p>8(火) 都市P担当者会① 13:30 瑞穂市総合センター</p> <p>22(火) 県P常置委員会① 10:00 13:05 県P評議員会① 10:00 瑞穂市総合文化センター</p> <p>30(水) 表彰選考委員会 14:00 オンライン</p>
5	<p>9(金) 第2回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市P連運営方針 ・市P連予算、今年度の事業について</p> <p>23(金) 第2回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・運営方針、予算、事業の審議</p>	<p>○くすのきCafe (単P役員・会員向け)</p> <p>○くすのきCafe (会長会后)</p>	<p>14(水) 県P常置委員会② 10:00 県P役員理事会① 13:30 瑞穂市総合センター</p> <p>22(木) 審査会① 13:30 瑞穂市総合センター</p>
6		<p>○くすのきCafe (単P役員・会員向け)</p>	<p>12(木) 第46回県P連定期大会 ぎふ清流文化プラザ</p> <p>20(金) 県P役員理事会② 13:30 オンライン会議</p> <p>27(金) 岐阜地区PTA連絡協議会① 岐南町</p>
7	<p>4(金) 第3回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室</p> <p>11(金) 第3回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・市P連事業について</p>	<p>○くすのきCafe (会長会后)</p>	<p>18(金) 審査会② 13:00 県P役員理事会③ 14:30 オンライン会議</p>
8		<p>○くすのきCafe (単P役員・会員向け)</p>	<p>1(金) 対応検討委員会 14:00 校長会館</p> <p>22(金)～23(土) 第81回日P東海北陸ブロック 研究会大石川大会 金沢市 他</p>
9	<p>5(金) 第4回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市Pフォーラム ・市P主催事業</p> <p>12(金) 第4回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・単Pお困りごとアンケート</p>	<p>○くすのきCafe (会長会后)</p>	<p>11(木) 審査会③ 10:00 県P役員理事会④ 13:30 瑞穂市総合センター</p> <p>14(日)～11月30日(日) Web 開催 第70回岐阜県PTA研究大会by西濃</p> <p>26(金) 県P常置委員会③ 10:00 県P評議員会② 13:30 瑞穂市総合センター</p>

月	会長会・役員会	市P連事業・その他	地区P・県P・東陸P・全国P
10			8(水) 審査会④ 13:00 監事会① 13:00 県P事務局 ○くすのきCafe (単P役員・会員向け)
11		22(土) 岐阜市PTAフォーラム ぎふメディアコスモス	6(水) 県P役員理事会⑤ 14:30 役員選考委員会 16:00 オンライン会議 ※日P表彰式 (東京)
12	12(金) 第5回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市P連の次年度の組織・事業について		17(水) 表彰選考委員会 14:30 役員選考委員会 12:05 校長会館
1	30(金) 第6回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項		16(金) 県P役員理事会⑥ 12:45～ 審査会⑤ 16:30 場所未定 * 県P基金活動 書き損じはがき等の収集活動
2	20(金) 第5回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項 ・次年度の市P連活動の変更点		4(水) 県P常置委員会④ 10:00 県P評議員会③ 13:30 瑞穂市総合センター 12(木) 郡市P担当者会② 13:15 審査会⑥ 10:00 オンライン会議 19(木) 岐阜地区PTA連絡協議会② 岐南町
3	6(金) 8年度第1回役員会(新役員打ち合わせ会) 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 19(木) 8年度第1回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・新役員の承認 ・令和8年度の主な活動について ・年度当初の事務手続き		11(水) 審査会⑥ 10:00 県P役員理事会⑦ 13:30～ 役員選考委員会 16:00 瑞穂市総合センター

2年を振り返って

岐阜市 PTA 連合会

会長 岩田 好弘



早春の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、岐阜市 PTA 連合会の活動に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月をもちまして、長男が高校、次男が中学校を卒業すると同時に私自身も全ての PTA で卒業を迎えることになります。

在任中は温かいご支援を頂き誠にありがとうございました。

役員としての活動が辛いと思う事が何度もありましたが、県内・市内小中学校 PTA 会長と一緒に活動した役員の仲間、身近にいる保護者の皆さん、そしてお世話になった先生方のおかげで最後まで務め上げる事が出来ました。本当に感謝しています。

この 2 年間岐阜市 PTA 連合会に携わることで、県内・市内 PTA の状況、子ども達の置かれている様々な環境を知ることが出来たのは大変勉強になりましたが、コロナ終息による社会情勢の大きな変化、突き進む少子高齢化、深刻な環境問題などにより、各地で PTA の在り方が見直され、廃止や脱退などが出てきました。これはとても残念なことでした。

PTA は『子どもたちのため』と言われますが、親にとって重要な学びの場だと思えます。

講演やイベントなど活動を通じて得るものもありますが、実際の本質は

岐阜市の教育大綱にある基本方針

『一人ひとりが価値ある存在として互いに認め合う教育を推進する』

と全く同じだと思えます。

P T A で重要なのは、

自由の相互承認=お互いに自由な存在であることを認め合う考え方

に尽きると思えます。

前例にとらわれず自由な発想で意見を言い合い、お互いの自由のあり方を尊重し調整し合うことが P T A 活動の根幹であり、みんなが前向きに考えることで楽しい P T A になると信じています。

私は小中学校 PTA に 11 年、岐阜市 PTA 連合会に 4 年ほど携わることが出来て本当に良かったと心から思っています。今までお世話になった全ての方々に感謝したいと思います。

本当にありがとうございました。

最後に、今後も岐阜市内全ての小中学校 PTA と岐阜市 PTA 連合会が益々発展していくことを祈念しております。

令和6年度岐阜市PTA連合会
役員・顧問・監事・理事 名簿

	役職名	所属PTA	氏名	備考	単P役職
1	会長	梅林中学校	岩田 好弘	いわた よしひろ	顧問
2	副会長（総務部会長）	三輪北小学校	土田 伸也	つちだ しんや	顧問
3	副会長（事業部会長）	芥見東小学校	榎 秀亨	えのき ひできよ	会長
4	副会長（教育部会長）	日野小学校	宮部 裕司	みやべ ゆうじ	顧問
5	副会長（総務副部会長）	厚見学園	渡辺 貴郎	わたなべ よしろう	会長
6	副会長（事業副部会長）	則武小学校	杉山 新太郎	すぎやま しんたろう	会長
7	副会長（教育副部会長）	三輪北小学校	村井 康容	むらい やすひろ	会長
8	副会長（渉外）	合渡小学校	松井 文徳	まつい ふみのり	顧問
9	副会長（県P派遣子育て委員）	陽南中学校	猿渡 真里恵	ざるわたり まりえ	副会長
10	特別委員（県P派遣評議員）	岐阜西中学校	邨瀬 永慈	むらせ えいじ	会長
11	書記	三輪中学校	吉村 和也	よしむら かずや	会長
12	書記	三里小学校	山口 満	やまぐち みちる	会長
13	会計	木田小学校	原 康貴	はら やすたか	会長
14	会計	長森西小学校	梅田 誠	うめだ まこと	会長
15	監事	華陽小学校	畑佐 真澄	はたさ ますみ	顧問
16	監事	精華中学校	吉田 大輔	よしだ だいすけ	顧問
17	監事（小学校教頭会）	華陽小学校	山内 裕行	やまうち ひろゆき	教頭
18	理事（第1ブロック長）	長良西小学校	二村 祥太	ふたむら しょうた	会長
19	理事（第2ブロック長）	城西小学校	河田 剛延	かわだ たけのぶ	会長
20	理事（第3ブロック長）	白山小学校	安達 紀貴	あだち のりたか	顧問
21	理事（第4ブロック長）	加納西小学校	役田 梓	やくた あずさ	会長
22	理事（第5ブロック長）	長森北小学校	阿部 雅史	あべ まさし	会長
23	相談役（小学校長会）	則武小学校	遠山 健二	とおやま けんじ	校長
24	相談役（中学校長会）	三輪中学校	鷺見 紀子	すみ のりこ	校長

事務局	〒500-8701 岐阜市司町40-1（市役所18階） 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内 木下 康 ・ 藤井 美智子	TEL/ FAX 058-214-2537 E-mail ptarg01@wing.ocn.ne.jp 市P連HP https://gifcunity-pta.net
-----	--	---

令和6年度岐阜市PTA連合会

単位PTA会長（評議員）／市P連役員・理事名簿

No	所属PTA	単位P会長	市P連役員・理事	No	所属PTA	単位P会長	市P連役員・理事
1-1	長良中学校	井之下 亨	—	3-6	本荘小学校	田口 順司	—
2	長良西小学校	二村 祥太		7	梅林中学校	渡邊 圭一	岩田 好弘
3	東長良中学校	河村 洋介	—	8	白山小学校	横山 廣一	安達 紀貴
4	長良小学校	藤原 信行	—	9	梅林小学校	—	—
5	長良東小学校	大町 亘	—	10	華陽小学校	(畑佐 真澄)	
6	青山中学校	杉本 和生(井藤 毅)	—	11	精華中学校	酒井 英昭	吉田 大輔
7	常磐小学校	佐藤 尚子	—	12	市橋小学校	平野 浩之	—
8	鷺山小学校	林 こずえ	—	13	鏡島小学校	松原 新敏	—
9	岩野田中学校	加納 栄太	—	14	草潤中学校	/	
10	岩野田小学校	小森考太郎	—	4-1	加納中学校	森 健一郎	—
11	岩野田北小学校	渡邊 靖洋	—	2	加納小学校	常田竜太郎	—
12	三輪中学校	吉村 和也		3	茜部小学校	小川 義博	—
13	三輪南小学校	田中 愛理	—	4	陽南中学校	河合 伸郎	猿渡 真里恵
14	三輪北小学校	村井 康容・土田 伸也		5	加納西小学校	役田 梓	
2-1	島中学校	今井 盛樹	—	6	三里小学校	山口 満	
2	島小学校	米沢 崇弘	—	7	境川中学校	岩田 英嗣	—
3	木田小学校	原 康貴		8	且格小学校	安藤 康高	—
4	城西小学校	河田 剛延		9	鶉小学校	澄川 寿之	—
5	岐阜清流中学校	加藤 裕子	—	10	柳津小学校	加藤 忠昭	—
6	則武小学校	杉山 新太郎		11	厚見学園	渡辺 貴郎	
7	早田小学校	伊藤 宏幸	—	12	岐阜大学附属学校	廣江 隆晃	—
8	岐北中学校	鈴木 健二	—	5-1	長森中学校	桐山 誠士	—
9	方県小学校	野々村将任	—	2	日野小学校	永田幸子・原さや香	宮部 裕司
10	黒野小学校	西垣 忍	—	3	長森北小学校	阿部 雅史	
11	西郷小学校	高島 茂雄	—	4	長森西小学校	梅田 誠	
12	網代小学校	高井 勇一	—	5	長森東小学校	原 淳夫	—
13	岐阜西中学校	邨瀬 永慈		6	長森南中学校	浅野 哲弘	—
14	七郷小学校	山田龍之介	—	7	長森南小学校	大城 拓哉	—
15	合渡小学校	(松井 文徳)		8	藍川中学校	福田由姫・酒井大輔	
16	岐阜特別支援学校	大谷美貴子	—	9	岩小学校	武藤 正臣	—
3-1	岐阜中央中学校	所 寿弥	—	10	芥見小学校	酒井 敦	—
2	岐阜小学校	平下 義規	—	11	藍川北学園(藍川北中)	小坂育里(岸 智弘)	
3	明郷小学校	幅 邦彰	—	12	藍川北学園(藍川小)	坂口 静佳	—
4	本荘中学校	渡邊 雄介	—	13	藍川東中学校	永田 洋介	—
5	徹明さくら小学校	/		14	芥見東小学校	榎 秀亨	

※()の方は、単位PTAから市P連評議員として出席される方です。

令和6年度 岐阜市PTA連合会 運営方針・活動目標・スローガン

1 運営方針

○それぞれのPTA

わたしたち、岐阜市で子どもを育てる保護者とその子どもたちを通わせる学校の教職員は、よりよい教育環境をつくるために、互いに協力し合い、主体的に情報を共有し解決すべき課題に取り組むために、学校ごとにPTAを組織します。

○岐阜市のみんなのPTA

岐阜市内すべてのPTAは任意の団体であって、その目的と目的を達成するための活動内容が、正しく丁寧に説明された結果、ひとりでも多くの保護者と教職員の協力を集め、無理なく楽しんで参加できる、持続可能な活動であるよう、岐阜市PTA連合会は努力し続けます。

2 活動目標

○岐阜市PTA連合会は、岐阜市の小・中学校に通うすべての子どもたちを活動対象とできるよう、学校ごとのPTA活動を支援します。

○岐阜市PTA連合会は、岐阜市や岐阜市教育委員会と協力し、岐阜市の公教育について正しく学び、知識を共有します。

◆スローガン◆

もっと話そう、わたしたち岐阜市のPTA

月	評議員会、役員・理事会、選考委員会	市P連事業・くすのきcafe(業務委託事業)	地区・県・東陸・全国
4	5(金) 役員・理事会① 26(金) 役員・理事会②		9(火) 郡市P担当者会① 22(月) 県P常置委員会① 県P評議員会①
5	20(月) 評議員会①	23(火) くすのきcafe 雑談会 「連絡担当者向け」防災センター	15(水) 県P役員理事会① 県P常置委員会② 24(金) 県P定期大会 岐阜地区事務局事前打ち合わせ
6	21(金) 役員・理事会③	5(水) くすのきcafe 雑談会 「連絡担当者向け」明德公民館 23(日) くすのきcafe 特別企画 「映画上映会」メディコス	13(木) 第44回県P定期大会 21(金) 県P役員理事会② 26(水) 岐阜地区PTA連絡協議会①
7	10(水) 評議員会②	10(水) くすのきcafe 交流会 「単P会長情報交流」評議員会後	12(金) 県P役員理事会③
8	21(水) フォーラム打ち合わせ会	26(月) くすのきcafe 研修会 「親子でできる体と心の健康法」メディコス	23(金)・24(土) 日P全国研究大会 川崎大会
9	4(水) 役員・理事会④ 18(水) 評議員会③	12(木) くすのきcafe 雑談会 「連絡担当者向け」明德公民館 18(水) くすのきcafe 交流会 「単P会長情報交流」評議員会後	6(金) 県P役員理事会④ 26(木) 県P常置委員会③・県P評議員会②
10		2(水) フォーラム会場打ち合わせ 11(金) 岐阜市PTAフォーラム 場所:ぎふメディアコスモス	24(木) 県P連臨時担当者会 25(金)・26(土) 東陸ブロック研究大会・愛知大会
11		6(水) 休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会 場所:メディコス 25(月) 市長と市P連役員との懇談会 場所:岐阜市役所	6(水) 県P役員理事会⑤ 9(土) 県Pフォーラム可茂地区大会 22(金) 日P表彰式(東京) 27(水) 県教委との要望懇談会
12	13(金) 役員・理事会⑤	1(日) 特別企画「くすのきマルシェ」 場所:メディコス 8(日) ランドセル海外寄付プロジェクト2024(収集日) 収集場所:明德公民館 12月~1月 県P基金 収集活動	*7年度対県要望アンケート依頼 *県P基金活動(12月~1月)
1	10(金) 臨時評議員会 29(水) 役員・理事会⑥	7(火) くすのきcafe 研修会 「もっと知ろうよ 発達障害」メディコス 24(金) くすのきcafe 雑談会 「連絡担当者向け」メディコス	書き損じはがき等の収集活動 17(金) 県P役員理事会⑥
2	7(金) 評議員会④	7(金) くすのきcafe 交流会 「単P会長情報交流」評議員会後 19(水) くすのきcafe 雑談会 「連絡担当者向け」メディコス	5(水) 県P常置委員会④ 県P評議員会③ 12(水) 郡市P担当者会② 18(火) 岐阜地区PTA連絡協議会②
3	6(木) 新役員打ち合わせ会 19(水) 特別評議員会(新会長会①)		11(火) 県P役員理事会⑦

令和6年度 岐阜市PTA連合会 事業報告（2）

I 役員・理事会

1. 新役員選考委員会

- (1) 日時 令和6年3月1日（金） 19:00～ ぎふメディアコスモス
(2) 内容 役員等選出内規の確認、役員候補者の選出・今後の日程について

2. 新役員・監事・理事打ち合わせ会

- (1) 日時 令和5年3月8日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 役員選考過程、結果報告、名簿、事業計画の確認

3. 第1回役員・理事会

- (1) 日時 令和6年4月5日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①令和5年度収支報告・監査報告
②令和6年度予算案
③令和6年度 今後の部会運営について
④令和6年度市フォーラムの開催について
⑤ブロックの活動についての検討

4. 第2回役員・理事会

- (1) 日時 令和6年4月26日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①令和6年度の運営方針・活動目標について
②分担金の納入・会費について
③令和6年度予算案
④市P連規約の改正について

5. 第3回役員・理事会

- (1) 日時 令和6年6月21日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①要望アンケートの結果について
②岐阜市PTAフォーラムの開催について
③市P連の広報紙コンクールについての検討
④規約、内規の改正について
⑤くすのきC a f e 事業について
⑥PTAアンケートの実施について

6. 第4回役員・理事会

- (1) 日時 令和6年9月4日（水） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①岐阜市PTAフォーラムの開催について
②お困り事と要望したいことアンケートに対する対応について
③ランドセル海外寄付プロジェクト事業、休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会について
④市長、教育長との懇談会について
⑤次年度の市P連組織について
⑥次年度の岐阜市及び市の外郭団体からの委員の選出方法について

7. 第5回役員・理事会

- (1) 日時 令和6年12月13日（金） 17:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①市P連事業の総括
②要望活動について
③7年度の市P連組織について
④岐阜市及び市の外郭団体の委員等の募集について

8. 第6回役員・理事会

- (1) 日時 令和7年1月29日（水） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内容 ①今年度の活動反省および次年度への引き継ぎ事項

- ②6年度会計中間報告
- ③7年度の組織について

II 評議員会

1. 特別評議員会

- (1) 日 時 令和6年3月21日(木) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 第1部〔研修会〕「デジタル・シティズンシップ教育について」
第2部
①令和6年度顧問・役員・理事・監事の承認
②令和6年度評議員(各単位PTA会長)・4部会員の確認
第3部
③令和6年度運営方針について
④市P連の組織や事業の概要について説明

2. 第1回評議員会

- (1) 日 時 令和5年5月20日(月) 19:00～ 岐阜市役所
〇くすのきCafe 「単Pのお困り事」
①令和5年度収支決算報告
②岐阜市各単位PTA分担金について
③令和6年度市P連予算案について
④要望活動の今年度の取組案
⑤市Pフォーラムについて
⑥市P連の規約および関連内規の改正案について

3. 第2回評議員会

- (1) 日 時 令和6年7月10日(水) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①単Pのお困りごとアンケート結果について
②PTAフォーラム開催要項、当日の内容について
③ランドセル海外寄付プロジェクト事業について
④部活動地域移行に関する情報交流会について
⑤広報紙コンクールについて

4. 第3回評議員会

- (1) 日 時 令和6年9月18日(水) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①PTAフォーラムについて
②単P困りごとおよび要望について
③新しいブロック制及びグループ制について
④岐阜市及び市の外郭団体の委員等募集の案内について
⑤ランドセル海外寄付プロジェクト事業、部活動地域移行に関する情報交流会の案愛
⑥市長と市P連役員との懇談会の開催について

5. 臨時評議員会

- (1) 日 時 令和7年1月10日(金) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①新しいブロック制及びグループ制への移行について
②今年度の対市要望について
③7年度の岐阜市PTA連合会役員の募集について

6. 第4回評議員会

- (1) 日 時 令和7年2月7日(金) 19:00～21:00 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①今年度の主な市P連の事業報告と来年度の方向(変更点や改善点・申し送り事項)
②令和6年度 市Pフォーラム事業の決算報告
③令和6年度の市P連本会計および基金会計の中間報告

令和6年度 岐阜市PTA連合会事業の記録

1 単位PTAの困りごとおよび要望等に関する事業

(1) 昨年度まで実施してきた「対市要望活動」からの変更

○今年度は昨年度までの方法とは異なる形で、単位PTAの要望や困りごとに対応していくことに変更した。

○今年度、実施した内容

①困りごとアンケートの実施

・アンケートは、①PTAの組織及び運営に関して困っていること ②学校、市教委、市、その他へ要望したいこと の2項目について、各単位PTAに対してアンケートを実施した。(6月)

②市の関係機関への要望

・今年度、市の関係機関へ要望した内容

- ◆給食費の無料化について(学校給食課)
- ◆地域クラブ活動への人的・財政的支援について(ぎふ魅力づくり推進政策課)
- ◆市P連に対する委員等の推薦依頼の削減について(社会・青少年教育課)
- ◆放課後の「預かり」の充実(時間延長等)について(社会・青少年教育課)
- ◆他の地域団体・組織とPTAの関係について(市民活動交流センター)
- ◆教育予算の拡充・学校現場における教職員の増員(学校指導課)
- ◆PTAとコミスクとの関係について(学校指導課)
- ◆学校間での様々な対応のズレについて(学校指導課)
- ◆教職員のPTA加入の任意性について(学校指導課)

③市長・教育長との懇談

◇「市長と岐阜市PTA連合会役員との懇談会」

○開催日 11月25日(月) 11時30分～

○開催場所 岐阜市役所 市長応接室

・岐阜市の柴橋市長と岐阜市PTA連合会役員との懇談会を開催。昨年度までは、市長、議長および教育委員会の教育長へ「対市要望書」を提出・説明するという要望活動を開催したが、今年度は、要望書の概要説明の会ではなく、テーマを設けた懇談会という形で実施した。



・今回は、①地域クラブ活動への人的・財政的支援について ②他の地域団体・組織とPTAの関係について ③行政がPTA活動に求める役割 について懇談した。岐阜市PTA連合会の役員・理事会から6名の役員が参加し、柴橋市長と懇談をした。

・子どもたちにスポーツを教えたいと思っている熱意のある先生の地域クラブ活動への関わり方、地域のまちづくり協議会の関わり方、PTAとまち協との連携の在り方、コミュニティ・スクールでのPTA役員の積極的な発言などについて、岐阜市長の思いをお聞きすることができた。

・学校や地域団体との関係づくりや人とのつながり方について考えたり、今後のPTAと地域団体・組織との関係づくり、学校のコミュニティ・スクールへの関わり方などの諸問題の解決について、保護者の代表として意見が言えるPTAの大

切さを改めて確認したりすることができた有意義な懇談会となった。

◇教育長からの報告 「～今年度の岐阜市教育の成果等について～」

○開催日 2月7日(金) 19:00～ 第4回評議員会の中で

○開催場所 岐阜市役所 6階 大会議室

- ・岐阜市の水川教育長にお越しいただき、今年度の岐阜市の学校教育の成果やこれからの教育のあり方等について話をしていただいた。子どもたちが使っているタブレットの新たな活用事例やAIを活用した英会話アプリを使った事例など映像を交えながら、今の子どもたちの学校での学びについて分かりやすく説明していただけた。

(2) 単位PTAの困りごとに対する対応

①市P連による対応

- ・内容によって市P連役員が調査研究を行い、必要に応じて市への要望に組み込んだ。
- ・個別の案件については、市P連役員が単P会長と連絡を取り、アドバイス等をしていった。

②「くすのきc a f e」を活用した対応

- ・「発達障害」「不登校」「部活動」「役員のなり手不足」「集団登校・旗当番」などの困りごとについては、講演会の開催や意見交換の場を設けることが考えられるため、「くすのきc a f e」でテーマを設定して対応してもらった。

③この他のアンケートに対する回答の中で挙げた項目についての対応

- ・事実関係等を改めて確認した上で、市P連として必要な対応をとってきた。

④くすのきC a f eで、テーマを設けて交流

- ・困り事などに対するテーマを設定して、くすのきc a f eで交流してきた。

2 岐阜市PTAフォーラム

○開催日 10月11日(金) 9:30～11:45

○開催場所 ぎふメディアコスモス「みんなのホール」

○開催趣旨 岐阜市PTAフォーラムの開催を通して、岐阜市の子どもたちの教育のためのPTA活動に取り組むよう決意するとともに、学校のPTA活動の日頃の実践や今後のPTA活動のあり方等を交流し学び合うことで、無理なく楽しんで参加できる、持続可能なPTA活動のあり方を考える。

○内 容 <第1部> 式典

- ・岐阜市PTA連合会表彰
- ・来賓祝辞 岐阜市教育長

<第2部> 単位PTAの取り組み紹介

- ・藍川中学校PTAの実践

<第3部> パネルディスカッション

- ・テーマ 「PTAの今 ～人と人とのつながりを～」
- ・ファシリテーター みんなのいえ代表 堀江弘美さん
- ・パネリスト 後藤豊郎さん(前日P会長・前県P連会長)

阿部雄介さん(県P連会長・前各務原市P連会長)

松山昌代さん（前県P連会長・前大垣市P連会長）

鏑本誉利子さん（本巣郡連合PTA会長）

岩田好弘さん（岐阜市P連会長）

➡当日は、市内の単位PTA会長さんや単P役員の方を中心に約140名の方に参加していただき、今後のPTA活動のあり方などを交流し、学び合うことができた。

➡第2部のPTA活動のボランティア化に取り組んできている藍川中PTAの実践報告および第3部の人と人とのつながりについて深堀りしていったパネルディスカッションを通して、子どもたちのためのPTA、PTAの存在意義、持続可能なPTA活動これからのPTAのあり方について学び合うことができた。



3 「くすのきcafe」事業

◇岐阜市PTA連合会が、「(一社) みんなのいえ」に業務委託をして実施してきた事業

◇単位PTA相互の交流に関する事業、PTA活動に関する調査事業の企画運営等を行った。

・実施してきた内容

- ①第19回くすのきcafe…連絡担当者向け 4/23(火)9:00～ 防災センター
・役員決め、ボランティア制、PTA活動のスリム化、PTA加入等について
- ②第20回くすのきcafe…会長向け 5/1(水) 19:30～ メディアコスモス
・PTA活動の中にある答えのない課題について、同じ立場の人と交流
- ③第21回くすのきcafe…会長向け 5/20(月) 19:00 市役所大会議室
・各学校・単位PTAのお困り事について
- ④第22回くすのきcafe…会長向け 6/5(水) 19:30～ 明德公民館
・家庭教育学級、地域との連携、PTA活動の活動内容の変更、中学校区間の連携、

P T Aの意義についての交流

- ⑤第23回くすのきc a f e…親子で参加 6/23(日) 9:30～ メディアコスモス
・《特別企画》映画上映会「今日も明日も負け犬。」
起立性調節障害、不登校、女子高生、当事者による心のメッセージ
- ⑥第24回くすのきc a f e…会長向け 7/10(水) 19:00～
・今後のブロック活動についての交流
- ⑦第25回くすのきc a f e…一般会員 8/26(月) 19:30～ メディアコスモス
・《特別企画》「小児科医が伝える 親子でできる体とこころの健康法」
あわのこどもクリニック 院長 面屋健太郎さん
- ⑧第26回くすのきc a f e…連絡担当者向け 9/12(木) 9:00～ 明德公民館
・気になっていること、役員選出、入会届、地域とのつながりについての交流
- ⑨第27回くすのきc a f e…会長向け 9/18(水) 19:00～ 市役所大会議室
・楽しいP T A活動について
- ⑩くすのきc a f e & 市P連タイアップ事業…11/6(水) メディアコスモス
・「休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会」…P T A役員・部活動関係者
➡岐阜市では、令和5年度から3年間で学校部活動を地域クラブ活動への移行するよう準備を進めているが、今年度は、地域クラブ活動団体登録制の開始、岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会の開催、部活動・地域クラブに関するアンケート調査の実施、部活動育成会に対して地域移行や地域クラブについての説明などを実施し、7年度末までの地域クラブ運営を目標に準備をしている。
➡今回は、市P連“くすのきc a f e”事業の一つとして、市内の中学校のP T A役員および部活動育成関係者の方に案内してお集まりいただき、スムーズに移行するための方法、地域クラブと学校との連携、保護者同士の協力、運営の工夫、課題や解決策などを交流した。

[会次第]

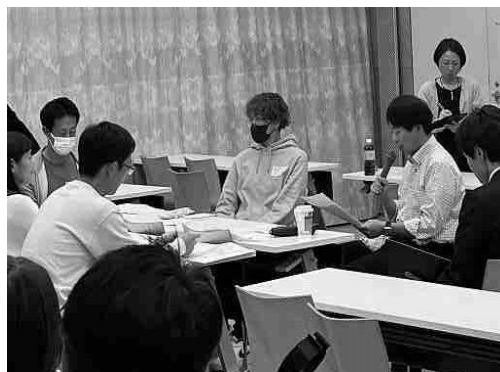
◇岐阜市の休日部活動地域移行推進計画に関する説明

➡ぎふ魅力づくり推進政策課職員から進捗状況等の説明をしてもらった。

◇グループでの情報交換（進行役：みんなのいえ 堀江弘美さん）

➡参加者を5つのグループに分かれてもらい情報交流（ぎふ魅力づくり推進政策課職員および学校指導課職員が各グループに1名ずつ同席していた。）

◇グループ交流で出た情報を全体で共有





⑪《特別企画》「くすのきマルシェ」…12/1(日) 10:00～13:00 メディアコスモス

— 親子で楽しもう つながり×楽しい×知る —

- ◇体験コーナー…心が動くワークショップ・学ぶって楽しいね・バードコールづくり
- ◇ショップコーナー…手作りキャンドル・駄菓子屋
- ◇子育て情報コーナー…医療的ケア児って何だろう・子どもを育てる魔法の言葉
- ◇展示コーナー…防災グッズ あなたは準備大丈夫？



⑫くすのきc a f e & 市P連タイアップ事業…収集日 12/8(日) 明德公民館

・「ランドセル海外寄付プロジェクト2024 収集活動」

◇単位PTA会員への案内

9月下旬～10月（各単位PTAより案内）

◇取集場所 明德公民館 10時～14時の間に持参

➡岐阜市PTA連合会では、昨年度に引き続き、お子様の小学校で使われなくなった「ランドセル」を再利用・活用するために、保護者の皆様から寄付をしていただく事業をした。今年度は、「ランドセル」に加え、「鍵盤ハーモニカ」の寄付も募った。

➡皆様のご協力により、今年度は、ランドセル297個、鍵盤ハーモニカ226個というたくさんの皆様の思い出の品を収集させていただくことができた。

➡現在、皆様から収集したランドセルと鍵盤ハーモニカは、大阪にあるNPO法人の業者（セカンドライフ）に受け取ってもらい、出荷準備をしている。



➡準備が整い次第、船便でフィリピン等の子どもたちにプレゼントされる予定。



⑬第28回くすのきc a f e…会員向け 1/7(火) 9:30～ メディアコスモス

・「もっと知ろうよ 発達障害」

〔講師〕岐阜聖徳学園大学 安田和夫教授

➡私たちのそばにいる困難を抱えている児童生徒の特性や症状、そうした児童生徒に対しての自分や周りの人々の反応やアプローチの仕方等について学んだ。



⑭第29回くすのきc a f e…PTA役員向け 1/29(金) 19:00～ メディアコスモス

・前回の発達障害についての続き

⑮第30回くすのきc a f e…会長向け 2/7(金) 19:00～ 岐阜市役所大会議室

・「今年度の単位PTA会長の仕事を終えて」

➡ブロックの単位PTA会長の集まりの中で、今年度、会長としてやってきた思いを一言で表すとどんな言葉になるかな…それぞれの会長さんに振り返ってもらった。

⑯第31回くすのきc a f e…連絡担当者向け 2/19((水) 19:00～ メディアコスモス

・子育て世代のための「栄養セミナー」

〔講師〕栄養アドバイザー 食育講師 毛利有香 先生

➡子どもの成長に栄養は必須、分かっているけど毎日食事の準備は大変…そんな悩みを解決！ちょい足しごはんの工夫を教えてもらった。

岐阜市PTA連合会 規約

昭和23年 5月 1日制定	昭和27年 4月 1日改定	昭和30年 5月16日改定
昭和34年 3月 4日改定	昭和35年 9月12日改定	昭和36年 5月 1日改定
昭和38年 5月24日改定	昭和39年 5月20日改定	昭和40年 5月 7日改定
昭和41年 3月29日改定	昭和42年 3月26日改定	昭和47年 1月22日改定
昭和49年 1月18日改定	昭和50年 4月16日改定	昭和51年 4月14日改定
昭和55年 3月12日改定	昭和56年11月26日改定	昭和59年 1月18日改定
昭和62年 2月19日改定	平成 元年 2月23日改定	平成 3年 4月 1日改定
平成 4年11月 9日改定	平成 6年 5月13日改定	平成 7年11月16日改定
平成 8年 9月10日改定	平成 9年11月27日改定	平成13年 2月21日改定
平成22年 2月15日改定	平成23年 2月15日改定	平成29年 2月13日改定
平成30年 2月19日改定	令和 2年 4月 1日改定	令和 4年 5月 9日改定
令和 5年 9月11日改定	令和 6年 7月10日改定	

(名 称)

第1条 この連合会は、岐阜市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課内に置く。

(目 的)

第2条 連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、小中学校の各単位PTA（以下「単位PTA」という。）相互の連絡・協調をはかり、単位PTAの活動を促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動目的・事業に関する調査研究，研修会等の開催
- (2) 単位PTA相互の情報の交換，連絡・協議
- (3) その他，連合会の目的を達成するために有益な事業

(性 格)

第4条 連合会は、社会教育法第10条に基づく社会教育団体であり、公の支配に属さず、特定の政党・宗教に偏らず、営利を目的とせず、民主的に運営されなければならない。

(会 員)

第5条 連合会の会員は、連合会を構成する単位PTAに所属するPTA会員をもって構成する。

2 連合会を構成する単位PTAに所属していない者であっても、連合会の役員会で承認を受けた者は準会員になることができる。

(単位PTAの入会)

第6条 単位PTAは、連合会の構成団体になることができる。

2 単位PTAは入会届を連合会に提出することによって、連合会の構成団体となる。

3 前項の規定による単位PTAからの入会届は、入会を希望する年度の前年度末までに連合会に提出しなければならない。

4 単位PTAの連合会への入会は特段の事情がない限り、入会届が提出された年度の翌年度の4月1日とする。

5 連合会の構成団体となった単位PTAは、退会届を提出しない限り、連合会の構成団体としての地位を有する。

(単位PTAの退会)

第7条 連合会の構成団体である単位PTAは、連合会から退会することができる。

- 2 連合会からの退会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会から退会する旨の議決をしたうえで、連合会に退会届を提出しなければならない。
- 3 連合会からの退会を希望する場合には、単位PTAの会長は会員に対し、連合会から退会することによって得られる利益と不利益の双方を説明するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定による単位PTAからの退会届は、退会を希望する年度の9月末までに連合会に提出しなければならない。
- 5 単位PTAの退会は特段の事情がない限り、退会届が提出された年度の3月31日とする。

(単位PTAの再入会)

第8条 連合会から退会した単位PTAが再び連合会に入会することは妨げられない。

- 2 連合会への再入会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会に入会する旨の議決をしたうえで、連合会に入会届を提出しなければならない。
- 3 第6条第3項及び第4項の規定は、再入会を希望する単位PTAに準用する。

(役員等)

第9条 連合会に、次のとおり役員等を置く。

- (1) 役員 会長 1名、副会長 若干名、書記 1名、会計 1名
- (2) 相談役 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 必要に応じ若干名

(役員等の選任)

第10条 役員は、会員及び準会員の中から選出しなければならないが、立候補又は役員会の推薦によって候補者になった者の中から会長会が決定する。

- (1) 相談役は、小中校長会の小学校校長代表1名及び中学校校長代表1名をもって充てる。
- (2) 監事は、小中教頭会の代表をもって充てる。
- (3) 顧問は、候補者を指名し、会長会にて決定する。

(役員任期)

第11条 第9条各号に定める役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で欠員が生じたときは、当該役員等を補充することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を果たせないときは、会長会において指名された1名が職務を代行する。
- (3) 書記は、事務を掌理し、会議を記録する。
- (4) 会計は、会計を掌理する。
- (5) 相談役及び顧問は、各種会議に出席し、指導・助言する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。

(会長会)

第13条 連合会の最高決議機関として会長会を置く。

- 2 会長会は、単位PTAの会長等、単位PTAの代表者で構成する。
- 3 会長会の議決は、その構成員及び連合会の役員で行う。

(役員会及び役員)

第14条 連合会は役員会を置く。

- 2 役員会は役員で構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集し、本会の事業を執行する。

(会議及び議決)

第15条 会長会及び役員会の会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。代理人により議決案を行使する者及び当該議事につき書面をもって、予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

- 2 会長会及び役員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

(経費等)

第16条 連合会の経費は、単位PTAの負担金、その他をもって、これに充てる。

- 2 連合会の予算及び決算は、役員会で作成し、会長会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第17条 連合会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、会長会の議決によらなければならない。

附 則

第1条 2023年(令和5年)4月1日の時点で連合会の構成団体となっている単位PTAは既に連合会に入会しているものとみなし、改めて入会届を提出する必要はないものとする。

会員の資格に係る第5条第2項及び役員を選出に係る第10条第1項の規定は令和6年10月1日より施行する。この場合、令和7年3月31日までは「会長会」は改正前の「評議員会」又は「特別評議員会」に、「役員会」は改正前の「役員会」又は「役員・理事会」に読み替えるものとする。その他の規定は、令和7年4月1日より施行する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規

平成31年2月12日 評議員会承認

岐阜市PTA連合会役員並びにそれに該当する者が、岐阜市PTA連合会、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の要請により出席する場合、会長は、役員会の承認を得て、交通費及び宿泊費等の全部または一部を助成することができる。

ただし、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の補助がある場合は、これを差し引いた額とする。

附 則

この内規は、平成 7年 4月 1日から実施する。

2 この内規は、平成31年 4月 1日から実施する。

3 この内規は、令和 7年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規(補足)

令和2年2月12日 評議員会承認

令和7年4月 1日 一部改定

○全国PTA関係、東海北陸PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、岐阜市PTA連合会が負担する。
- ・旅費、宿泊費等は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○岐阜県PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、単位PTAが負担する。
- ・交通費は、単位PTAが負担する。
- ・宿泊等を伴う場合の宿泊費は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○その他

- ・その他、必要に応じて会長は役員会と相談の上処理する。

岐阜市PTA連合会 基金規程

平成22年2月15日 一部改定

令和 7年4月 1日 一部改定

(設 置)

第1条 岐阜市PTA連合会において主催、あるいは共催する記念事業等を実施するため、岐阜市PTA連合会基金(以下「連合会基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 連合会基金の目標額は、¥5,000,000とする。

(管 理)

第3条 連合会基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 連合会基金の運用から生ずる収益は、連合会基金会計に繰り入れて編入する。

第5条 連合会基金は、設置の目的に充てる場合に限り、岐阜市PTA連合会長は、評議員会の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

(監 査)

第6条 連合会基金会計は、連合会本会計の決算の際に、連合会監事がともに監査する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、岐阜市PTA連合会長が、役員会の承認を経て別に定める。

岐阜市PTA連合会 表彰規程

平成29年2月13日 改定

令和5年9月11日 一部改定

1 目的

この規程は、岐阜市PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの及び児童生徒で他の模範となる著しい善行が認められるものに表彰状及び感謝状を贈り、本市教育に寄与することを目的とする。

2 被表彰者

被表彰者は、個人または団体とする。

3 表彰の範囲

*個人：会員または前会員、元役員、教職員及び児童生徒

*団体：単位PTA

1) 個人の表彰について

(1) 会員及び教職員の表彰

ア. PTAの使命遂行につくし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なもの。

イ. その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの。

(2) 児童生徒の表彰

ア. 児童生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為のあったもの。

イ. 有益な調査・研究、発明または工夫・考察をなしたもの。

(3) 個人で、過去に本会の表彰を受けたものは、再度表彰をしない。

2) 団体の表彰について

(1) 単位PTAが独自のテーマのもとに実践に取り組み、顕著な成果を収め、他の模範とするに足るもの。

(2) 単位PTAが岐阜県PTA連合会からの研究委嘱を受け取り組み、その成果を発表し、他の模範とするに足るもの。

(3) 単位PTAが、その運営、活動等において、功績顕著で、他の模範とするに足るもので、ブロックから推薦されたもの。

(4) 団体表彰に関しては、過去の表彰を受けたか否かを問わない。

4 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与する。

5 表彰の時期

表彰は、岐阜市PTAフォーラムで実施する。

6 表彰の手続き

1) 表彰の手続きは、単位PTA（またはブロック）から岐阜市PTA連合会に内申書を提出する。

岐阜市PTA連合会表彰内規に基づき、選考委員会で書類審査のうえ決定する。

2) 表彰の内申基準は、別に定める。（「表彰内規」参照）

3) 内申の様式（区分）については、次の事項を調査のうえ記入する。

(1) 個人表彰（会員、教職員）

ア. 氏名、住所、単位PTA名

イ. PTAに関する経歴

ウ. PTA活動に関する功労及び篤行顕著と認める具体的な事項

エ. その他、参考となる事項

(2) 個人表彰（児童生徒）

ア. 氏名、学校名、学年

イ. 篤行あるいは有益な調査・研究、発明または工夫・考察を顕著と認める具体的な事項

ウ. その他、参考となる事項

(3) 団体表彰

ア. 団体名と所在地

- イ. 代表者名<PTA会長氏名>
- ウ. 設立年月日
- エ. PTA組織と沿革
- オ. 実績顕著と認める具体的な事項
- カ. その他, 参考となる事項

7 内申書の提出期限

岐阜市PTAフォーラム開催日の約一か月前までとする。(期日は別に通知する)

8 選考委員会

本委員会は、本会の会長、副会長及び必要と認める場合は、会長の委嘱するものをもって構成する。

9 選考基準

本会の表彰は、公正にして正義あるものとするために、慎重に期し、会員の意見を十分に反映するものをもってする。

附 則

この規程は、昭和40年10月14日から実施する。

2 この規程は、昭和59年 4月 1日から実施する。

3 この規程は、平成12年 4月 1日から実施する。

4 この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

5 この規定は、令和6年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 表彰内規

平成29年2月13日 改定

令和4年5月9日 一部改定

1 内規の意味

この内規は、岐阜市PTA連合会の表彰についての細則と単位PTAから表彰申請をする場合の個人及び団体の内申基準を定める。

2 表彰の基準

- (1) 個人の表彰は、単位PTAから市P連までの個人の点数制(基準点×役職年数)とする。
- (2) 団体の表彰は、年度当初に各ブロックで決定した実践テーマに取り組む単位PTA及び広報紙等においてブロックから推薦があった功績著しい単位PTAとする。
- (3) 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAも対象とする。

3 個人表彰の内申基準

- (1) 個人表彰の基準は、別表1に示す「個人基準点数表」によるものとする。
- (2) 内申の資格を得るには、別表1の点数表のうち、単位PTAの点数のほか、市P連に関わる役職の点数を加算して総計が20点以上のものとする。
- (3) 同一年度内の小中学校PTA、または同一組織内の兼務者については、その上位役職の点数のみとする。
- (4) 市P連とブロックPTAとの兼務者は、市P連の点数のみを適用する。
- (5) 個人の役職点数については、小・中学校PTAのそれぞれの役職点数を合算することができる。
- (6) 個人が役職上出席しなければならない会議等の欠席については、審査会において減点の対象とすることがある。
- (7) 別表1にかかわらず、個人として顕著な功績のあったものは、市P連からの推薦者と市P連会長の推薦するものと合わせて選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。
- (8) 他都市においての役職も、点数を加算するものとする。

4 団体表彰の内申基準

- (1) 市P連(ブロック)の実践発表の単位PTA
 - ア. 年度当初、各ブロックで実践発表に選ばれた単位PTAは、独自のテーマで実践に取り組み、市

PTA実践発表会で、その成果を発表するものとする。

(2) 県P連の研究委嘱を受けた単位PTA

ア. 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAは、県P連の研究テーマによる研究実践を積むものとする。

イ. 研究委嘱PTAは、次年度に県P連地区研究大会等の機会に、その成果を発表するものとする。

(3) 上記の(1)(2)の単位PTAは、その全てを履行し、実践の成果が顕著な単位PTAについては審査のうえ表彰するものとする。

(4) その他、単位PTAとして、その運営、活動等が顕著にして他の模範となるものについて、市P連からの特別推薦のもと、市P連会長の推薦するものとを合わせて、選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。

5 個人基準点数表 (別表1)

点数	役 職 名		
	市 P 連	ブ ロ ッ ク	単 位 P T A
16	会 長		
14	副会長、委員長		
12	書 記、会 計		会 長
10	理 事、監 事	ブ ロ ッ ク 長	
8	顧 問		副会長、書記、会計、子育て委員
7			監事、(会計) 監査
6	4部会…総務、事業、教育、子育て		委員長(部長)
5		副ブロック長、会計	顧問、相談役
4			副委員長(副部长)等 <副委員長、副部长、書記、会計>
2			委員

岐阜市PTA連合会 慶弔規程

平成26年5月12日 評議員会承認

令和5年9月11日 一部改定

第1条 岐阜市PTA連合会に属する評議員に慶弔があるときは、次のとおり処理する。

(1) 死亡 弔慰金(香典) ¥10,000と弔電をおくる。ただし、同等金額の物品にすることもできる。

(2) 入院 入院が一週間以上に及ぶ場合は、¥5,000相当の見舞い品をおくり、連合会役員が見舞う。

第2条 岐阜市PTA連合会に属する役員、理事、評議員の配偶者及び子どもが死亡のときは、弔慰金¥5,000と弔電をおくる。

第3条 この規程以外に特別必要と認められる事項ができたときは、役員会の判断で対応し、事後評議員会へ報告する。

ただし、緊急を要する場合は、会長が処理し、事後評議員会へ報告する。

附 則

岐阜市PTA連合会特別委員会は、この規程に準ずる。

本規程は、平成10年4月1日から実施する。

2 本規程は、平成26年2月14日から実施する。

3 本規程は、平成26年5月14日から実施する。

4 本規程は、令和6年4月1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針

岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）は、個人情報の保護に関する法律及び政令等を遵守し、個人情報の取扱いに関する規則を定めるとともに、必要な体制整備を行い、以下の方針により個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 本会は、個人情報保護法及び関連法案に従い、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。
2. 本会は、個人情報を取得する場合には、事前に収集目的を明らかにし、あらかじめ本人（ただし、本人が未成年の場合には法定代理人）の同意を得たうえで適切な手段により取得し、その目的の範囲内で利用します。
3. 本会が取得する個人情報は、事業目的のためだけに利用し、それ以外の目的には利用しません。提供された個人情報については、その利用について同意されたものとみなします。
4. 本会は、取得した個人情報を第三者に提供する場合には、原則として事前に本人より了解のあった場合のみとします。
5. 本会は、個人情報保護管理責任者を選定し、個人情報保護管理責任者の指導のもと、定期的な調査・研修等を通して、漏洩または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データアクセス管理、個人データの持ち出しの制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。
また、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理・監督を行います。
6. 本会が、個人情報を破棄する場合には、復元不可能な方法により破棄し、個人情報の漏洩事故が起こらないよう努めます。
7. 本会が保有する個人情報に関して、開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認したうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたすなどの特別な理由がない限り、個人情報保護管理責任者において精査したうえで、誠実に対応します。

岐阜市PTA連合会

〒500-8701

岐阜市司町40-1 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内

TEL 058-214-2537

FAX 058-214-2537

岐阜市PTA連合会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会の管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 本会の運営上、提供が必要と認められた場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者の提供を受ける際の確認等)

第13条 個人情報を第三者から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「個人情報取扱規則」は、評議員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年 3月23日より施行する。